



2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ミ ク リ ー ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 片 山 礼 子
(コード番号：7687 東証グロース)
問 合 せ 先 管 理 部 長 谷 口 学
(TEL 03-6262-5176)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、対象取締役に対し、本制度に基づき報酬として譲渡制限付株式の支給のご承認を求める議案を、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 13 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、2025 年 3 月 19 日付で公表しております、「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしました、本株主総会での監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

記

1. 本制度を導入する理由

対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する報酬としての譲渡制限付株式の支給

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てするために、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社の取締役の報酬等の額は、2019 年 6 月 21 日開催の第 7 回定時株主総会において、年額 500 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本株主総会では、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の額について付議するとともに、当該報酬枠とは別枠として、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものです。本制度に基づき支給される報酬の総額は年額 100 百万円以内といたします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会において決定することといたします。

(2) 対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年 65,000 株を上限といたします。但し、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又

は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

①対象取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法のいずれかの方法により行うものとします。

なお、②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

①対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。

②一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。

③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 当社の執行役員及び従業員への本制度の導入

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の執行役員及び従業員に対して上記譲渡制限付株式報酬制度と同様の制度を導入する予定です。

以 上